

児童育成クラブのサービス拡充について（案）

青少年教育課

保護者の就労形態の多様化や女性就業率の高まり等により、児童育成クラブに対する新たなニーズも高まる中、子育て環境の充実に向けサービス拡充を図るもの。

1 サービスの拡充

サービス拡充	現行	拡充内容	開始時期
1 開設時間の延長	18時まで	19時まで	令和3年10月
2 高学年の受入れ	3年生まで	6年生まで	令和2年～令和7年度

(1) 開設時間の延長

学校や関係機関との調整や支援員の確保を図り、令和3年10月から市内一斉に開始する。

(2) 高学年の受入れ

施設の狭隘さの解消と支援員の確保を進め、令和7年度までを目途に全クラブで受入れできるように目指す。

令和2年度	児童数35人程度までの8クラブで実施 (碩台、古町、河内、奥古閑、慶徳、銭塘、飽田西、高橋)
令和3年度	児童数80人程度までの11クラブで実施予定 (白川、一新、日吉、カ合、泉ヶ丘、小島、城南、若葉、帯山西、西里、杉上)
令和4～7年度	段階的に規模を拡大しながら全てのクラブで受入れを実施

2 運営の安定

慢性的に支援員不足にある中、サービス拡充に向け、支援員の処遇改善を図るなど人員を確保する必要がある。

支援員の処遇改善

- (1) 令和2年度 会計年度任用職員へ移行⇒報酬額の引き上げ（賞与の支給）
- (2) // 時給制職員の一部を月給制に移行

3 利用者負担金の見直し

平成16年度から月額4,300円の負担金で運営を行ってきたが、サービス拡充を図るとともに安定した運営とするためには、利用者負担金の見直しを併せて検討する必要がある。

【現行】		→	【見直し案】	
利用区分	負担金(月額)		利用区分	負担金(月額)
通年:平日+土曜(18時まで)	4,300円		8月除く:平日+土曜(18時まで)	5,000円

令和3年10月予定

※現在、一律の負担額となっているが、夏休み期間や時間延長の利用者には応益負担として、夏休み期間（8月<8時～18時>）は月額4,500円程度、時間延長（18時～19時）分は月額1,200円程度の加算等を検討中

※利用者負担金の見直しについては、令和3年第1回定例会に条例改正案を上程予定